

申請に対する処分

処分名	議員の解職の請求（直接請求）
根拠法令	地方自治法第 80 条〔議員の解職の請求とその処置〕
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人

議員解職の請求代表者（選挙管理委員会から当該代表者である証明書を交付された人）

証明書交付の要件

ア 国又は地方公共団体の公務員でないこと。

イ 被選挙権のあること。

ウ 選挙人名簿に登録されていること。

申請の方法

議員解職の請求者の署名簿（市議会議員及び市長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 以上の連署）を提出する。

許認可等の要件

ア 提出された署名簿に署名し印を押した者が選挙人名簿に登録された者であること。

イ 効力を有する署名の数が市議会議員及び市長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 以上であること。

効力を有する署名とは

(ア) 所定の様式による署名簿を用いていること。

(イ) 請求代表者もしくは受任者が署名を収集していること。

(ウ) 署名は、氏名の自署及び捺印並びに署名年月日、住所、生年月日の記載があること。

- (イ) 署名収集期間内の署名であること。
- (オ) 選挙人名簿に登録されていること。
- (カ) 重複署名でないこと。
- (キ) 判読しがたい署名でないこと。

2 標準処理時間

申請から20日以内に審査，署名の効力決定，証明